

鳥取県議会議員全員協議会傍聴要領の一部改正について

(案)

鳥取県議会議員全員協議会傍聴要領（平成 24 年 5 月 11 日鳥取県議会議員全員協議会決定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(傍聴席に入ることができない者) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 略 (2) <u>ビラ、幕、たすきその他の協議会の会場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) 略 (4) <u>前 3 号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u> (5) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (6) 略 <u>2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第 1 号から第 4 号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> <u>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u> (傍聴人の守るべき事項) 第 8 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>協議会の会場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u>	(傍聴席に入ることができない者) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 略 (2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (3) 略 (4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u> (5) <u>笛、らっば、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u> (6) 略 (傍聴人の守るべき事項) 第 8 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。</u> (4) <u>帽子、コート、えり巻又はげたの</u>

(4) 略 (5) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (6) 略 (7) <u>その他協議会の運営を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u>	<u>類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由による場合は、この限りでない。</u> (5) 略 (6) <u>携帯電話その他の音声を発する機器を作動させないこと。</u> (7) 略 (8) <u>その他協議会の秩序を乱し、又は協議会の運営の妨害となるような行為をしないこと。</u>
--	--

附 則

この要領は、令和 年 月 日（全員協議会での決定日）から施行する。